

SBIグローバルESGバランス・ファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

愛称：

グリーンインパクト



ご購入の際は、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

本資料のお取扱いについてのご注意

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社により作成されております。○本資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますがその正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証ではありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。購入のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。○投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じて購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申し込みは

■設定・運用は

SBI Asset Management

商号等：SBIアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号
加入協会：一般社団法人投資信託協会 /
一般社団法人日本投資顧問業協会



ESG投資の重要性

「ESG」とは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取って作られた言葉です。

E 一般的に環境に配慮している企業の評価は上昇し、逆に配慮していない企業の評価は下がります。

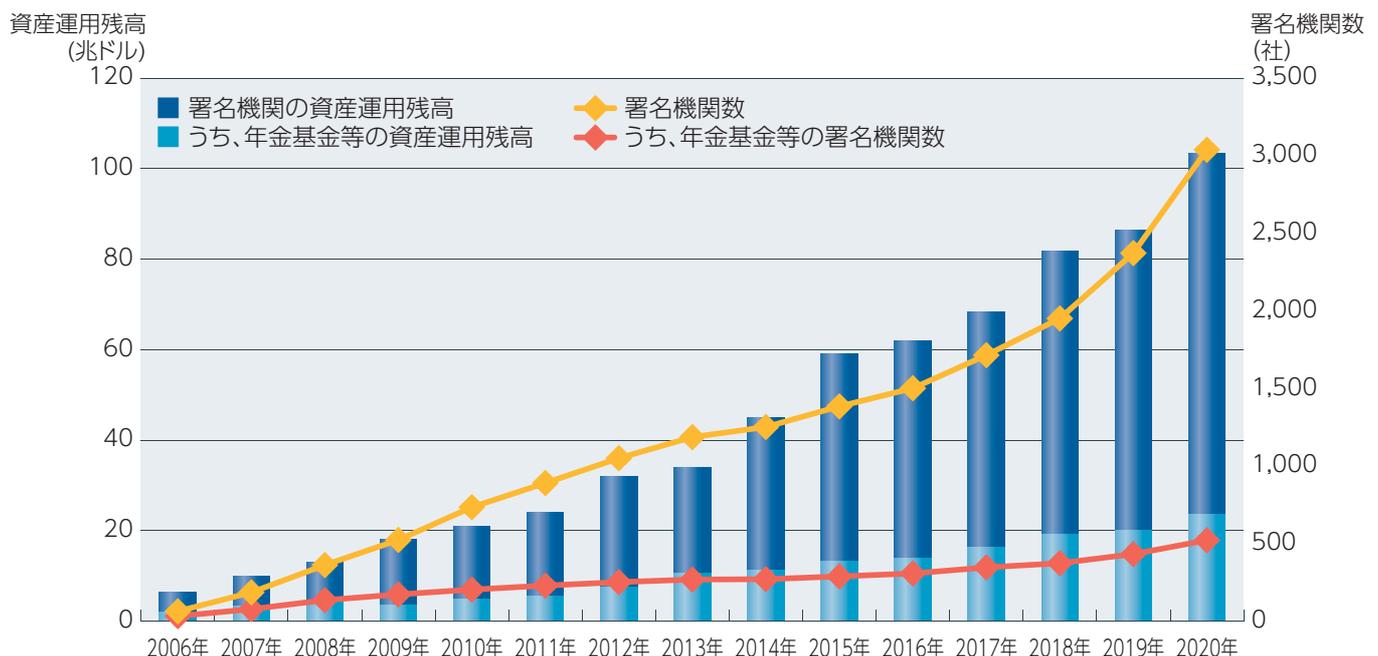
S ワークライフバランスに配慮する企業が増加しています。過去には長時間労働が原因で過労死や過労自殺をする人が出るなど、社会的にも大きな問題となっています。一般的に社員やその家族を大切にしている企業が世間から評価され、株価の上昇につながっていきます。

G 企業の長期的な成長は、社員やその家族、顧客・消費者、株主等を大切に、社会から信頼されることによって成り立ちます。そしてそれらの根底には企業のガバナンスが強固であるという前提があります。

SNSの発達により企業に対する社会的な監視体制は一層強まりました。倫理を逸脱した不祥事などが起こると企業の信用は失墜する恐れがあり、上場企業であればその株価は大幅に下落する可能性があります。一方で地域貢献活動や環境保全に力を入れ、社員や顧客を大切にしている企業の信用は高まります。

責任投資原則(PRI)に署名した機関数の推移

■ コロナウイルスの世界的な感染拡大後、ESG投資への意識は急速に高まっています。



【出所】 国連PRIのデータよりSBIアセットマネジメント作成



各国年金基金のESG取組み事例



フランス

フランスの公的積立年金基金FRR(フランス年金準備基金)は、同基金が運用するポートフォリオから、**たばこ関連企業の株式及び債券を除外する方針を発表**。喫煙による健康被害が多くの人の死因となっていることを背景とする。



オランダ

オランダ公務員年金基金ABPは、**たばこと核兵器関連企業の投資除外を表明**。対象企業を除外しても十分なリターンを享受できると判断し、将来の投資も禁止する考え。



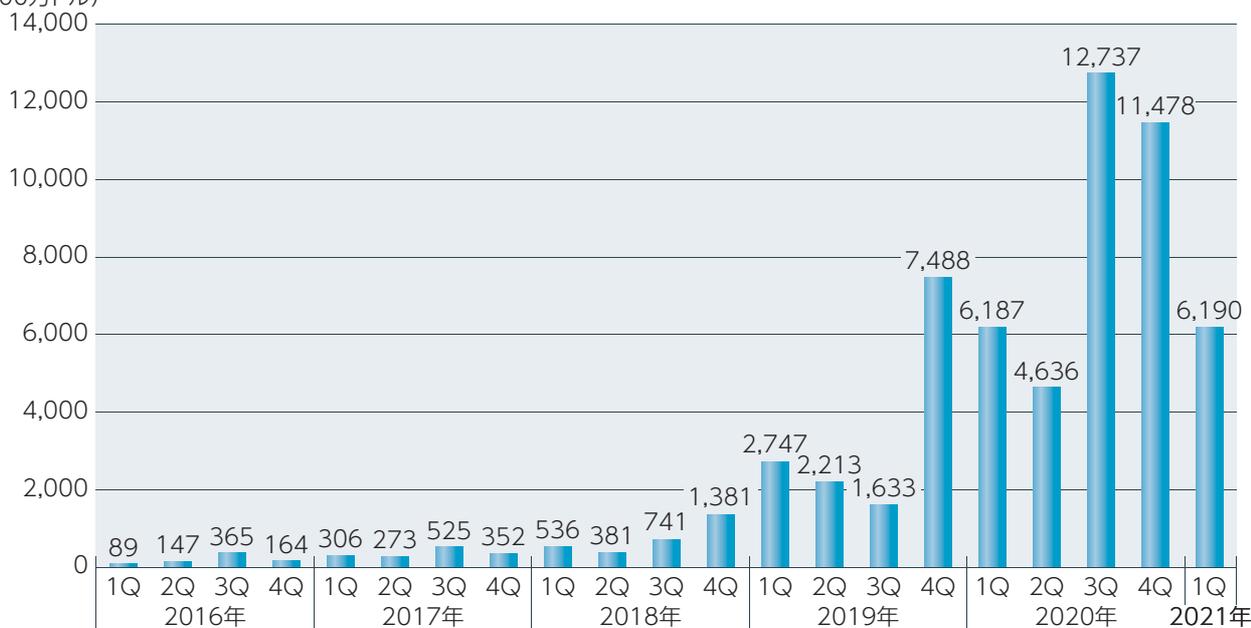
アメリカ

米国の年金で3番目の規模をもつニューヨーク州共通退職基金は、**「2040年までに運用資産の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする」との目標を掲げる**。エネルギー分野の投資に基準を設け、これに満たない企業の株式は売却する。

【出所】 Sustainable Japanの情報を基に、SBIアセットマネジメントが作成

拡大するESG投資額

資金流入額
(100万ドル)



※米国に上場しているESG型ETFのうち、70銘柄のネットキャッシュフロー(設定金額-解約金額)の合計金額

【出所】 BloombergよりSBIアセットマネジメント作成



POINT 1

ロンバー・オディエのESGファンドに投資

- **株式運用=LOファンズ-クライメイト・トランジション**
⇒銘柄選定では、持続可能なビジネスモデルを構築できているかを検証します。独自のESGスコアリング手法等を統合し、総合的に判断します。
⇒投資対象とする外国投資信託の運用は、ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドが行います。
- **債券の運用=LOファンズ-グローバル・クライメイト・ボンド**
⇒インパクト投資に焦点を当てた投資プロセスにより投資を行います。
⇒投資対象とする外国投資信託の運用は、ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド及びアファーマティブ・インベストメント・マネジメント・パートナーズ・リミテッド(AIM社)が行います。

POINT 2

実質基本投資割合は、株式50%、債券50%を基準として±10%の範囲が原則

- ESGファンドでは日本で数少ないバランス型で運用を行います。
- 市況変動等により想定する配分比率から大きく乖離した場合は、適時、基本投資割合に準じた構成比率に戻す調整を行います。
- 経済環境の変化などが見込まれた場合は、基本投資割合を見直す場合があります。

POINT 3

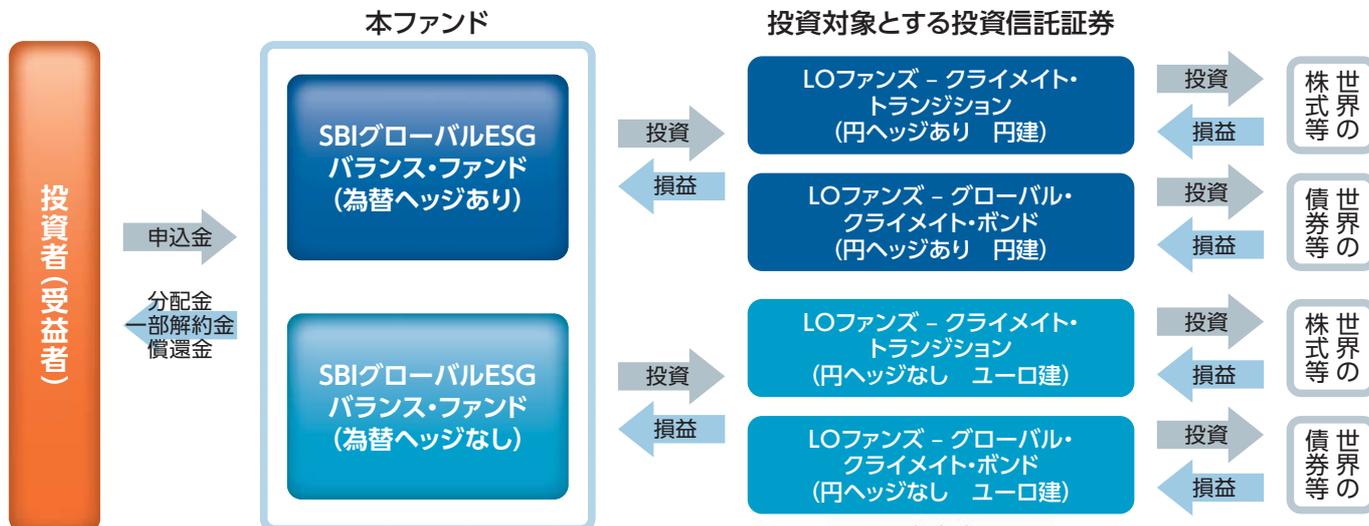
投資の結果を報告するインパクトレポート

- 投資対象(政府、国際機関、地方公共団体、企業なども含む)のESG対応に関する評価やパフォーマンス測定の結果等を報告します。

ファンドの構成

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

⇒ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



本ファンドの運用プロセス(イメージ図)

株式の銘柄選定プロセス

【LOファンズ - クライメイト・トランジションの運用プロセス イメージ図】

投資ユニバース (約2,500銘柄)

- ・企業活動と独自の指標を分析するためのテーマ別のフィルタリング
- ・業界・企業レベルでの社内分析

クライメイト・トランジションのユニバース

ソリューション・プロバイダー

移行・変革の候補企業

適応の機会

財務諸表(超過経済的リターン)とビジネス・プラクティス(ESG)に焦点を当てた規律ある分析

「サステナブル」なユニバース

ビジネスモデルのファンダメンタルズ及びフォワード・ルッキング分析

持続可能な金融モデル

資本効率、フリーキャッシュフローの維持、資本市場への依存度

持続可能なビジネス・プラクティス
独自のESGスコアリング:
C(意識)・A(行動)・R(結果)など

E S G
C A R*

持続可能なビジネスモデル

企業戦略の評価(競争力、優位性、価格決定/交渉力、市場)

※「CAR」とは、ロンパー・オディエ独自の株式銘柄選定手法で、E(環境)、S(社会)、G(ガバナンス)それぞれの問題に対して、企業がどのような問題意識(Consciousness)を持ち、その解決のためにどのような行動(Action)を行い、どのような結果(Results)をだしているのかを分析する考え方です。

ポートフォリオ構築 (40~60銘柄程度)

*上記運用プロセスは本書作成日現在のものです。今後変更になる可能性があります。

債券の銘柄選定プロセス

AIM社の提唱するSPECTRUM Bonds®*を用いて、各発行体の活動によるESGへの効果検証(インパクト検証)を行います。

SPECTRUM Bonds®を用いて発行体を選別

発行体の信用リスクや債務履行力等を審査

ポートフォリオ構築 50~100銘柄程度

*SPECTRUM Bonds®

AIM社のジュディス・ムーア博士*が構築した、ESGへのインパクトの高い銘柄を積極的に発掘する独自の分析プロセス

| | |
|-------------------------|---|
| S ustainable | 国連の「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」及び「パリ協定」を支持し、環境保全に貢献する発行体 |
| P ositive | 環境保全や社会貢献を目的として発行される債券 |
| E xternalities | |
| C redit | 財務状況、社会性、ガバナンス面からも信用力が高い発行体 |
| T ransparent | 透明性のある報告書の作成・情報公開を行っている発行体 |
| R esponsible | 持続可能なビジネスモデルを明確に掲げ、真摯に取り組む責任感のある発行体 |
| U se of proceeds | 調達資金に関して、資金の使途が明確でAIM社の定める基準を満たす発行体 |
| M aterial impact | 測定可能で環境や社会に大きなインパクトを与える発行体 |

※2008年世界銀行にてグリーンボンド発行時のプロジェクト適正基準の最初の枠組みを構築しました(2009年に世界銀行は世界初のグリーンボンドを発行)。



LOファンズ-クライメイト・トランジション^{※1}

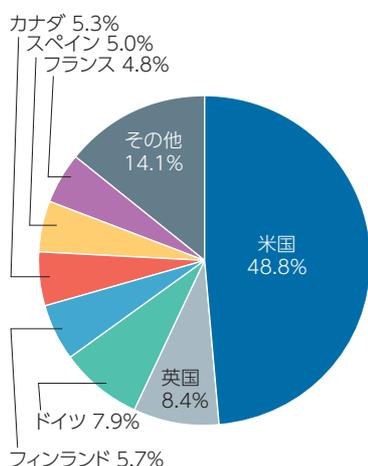
組入れ上位10銘柄

～ 2021年5月末時点

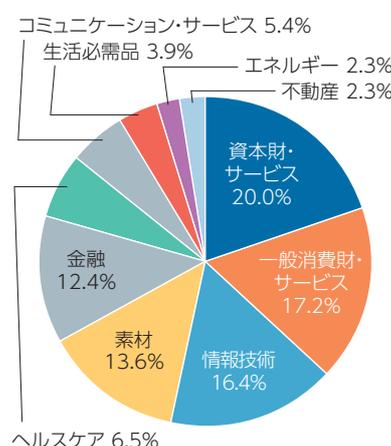
| エィバース区分 | 銘柄名 | 国・地域 | 概要 (ESG) | ウェィト |
|----------------|---------------|-------|--|------|
| 移行の候補 | ステランティス | イタリア | フランスのグループPSAとイタリアのフィアット・クライスラー・オートモービルズが折半出資で誕生した多国籍自動車製造メーカーです。2030年までに、すべてのプラットフォームにわたって持続可能なモビリティへの徹底した移行を通じ、カーボンニュートラルの達成に取り組んでいます。 | 2.9% |
| ソリューション・プロバイダー | クラウン・ホールディングス | 米国 | 食品およびアルミニウム缶飲料の大手メーカーです。リサイクル可能なアルミニウムは、ガラスよりも変形に必要なエネルギーの使用量は少なく済み、プラスチック代替物よりもCO ₂ の排出量を減少させることに貢献します。 | 2.7% |
| 移行の候補 | ラファージュ・ホルシム | スイス | 世界最大のセメント、骨材、コンクリート製造会社の一つです。2050年までに気温上昇2℃未満に抑えることに整合した唯一の「アイスキューブ」に分類する企業と評価しています。資源の半分と特許の40%は、低炭素構造に注力しながら、持続可能なソリューションを開発することに費やしています。 | 2.5% |
| 移行の候補 | カミンズ | 米国 | パワートレイン(ディーゼル、天然ガス、電気・ハイブリッド)およびパワートレイン関連部品(ろ過、燃料・制御システム、バッテリー等)の設計、製造、販売、サービスを行っています。ハイブリッドや電気鉄道車両の開発に積極的に取り組み、水素エンジンの開発にも従事しています。環境フットプリントを正味ゼロにする長期的で先見性のある取り組みを行っています。 | 2.5% |
| 適応の機会 | キャリア・グローバル | 米国 | 空調設備、冷凍設備、火災およびセキュリティ・ソリューションを提供する大手グローバル企業です。カーボン・フットプリントと水の消費量は2006年以降、45%以上削減しており、効率性の高いプロダクトにより、2010年以降、300百万CO ₂ 換算トン削減することに成功しました。2030年までに事業全体でカーボンニュートラルを目標としています。 | 2.4% |
| 移行の候補 | デルタ・エアライン | 米国 | 収益において上場企業における世界最大の航空会社であり、時価総額では2番目の大きさになります。排出量削減に向けた航空機の刷新やフライト運営の改善、持続可能な航空燃料、プロジェクトやテクノロジーの投資等の取り組みを行っています。 | 2.3% |
| 適応の機会 | ナイキ | 米国 | フットウェア、スポーツウェア、スポーツ関連製品を展開する大手スポーツ用品メーカーです。2025年における目標は、自社で所有・運営している工場で100%再生可能エネルギーを使用すること。ゴミ廃棄場から年間10億個を超えるプラスチック・ボトルを回収し、新たなジャージの糸やFlyknitシューズの上部の製造に活用しています。 | 2.3% |
| 移行の候補 | アングロ・アメリカン | 英国 | 鉱業・資源会社で、南アフリカ、南アメリカそしてオーストラリアで主に業務を展開しています。エネルギー、水、資本の集約性の改良、効率的な運営のためデータ分析やマシンラーニングの活用、自動化・電力化・リモート化、そして最後に水再生の最大化と水使用の最小化に取り組んでいます。2040年までには全事業でカーボンニュートラルを目指しています。 | 2.3% |
| 移行の候補 | EDP レノバベイス | ポルトガル | 発電所の設計・開発・管理・運営会社です。同社は再生可能エネルギーを使って電気を作り出しており、風力エネルギーにおいてトップクラスの会社です。最新のハイテク設備やソフトウェアに投資を行っており、現在の同社排出量レベルや同業種のレベルはパリ協定と整合性がとれています。 | 2.2% |
| 移行の候補 | スチール・ダイナミクス | 米国 | 炭素鋼の生産や金属リサイクルの事業を展開する米国の鉄鋼会社です。同社は、二酸化炭素削減に取り組んでおり、経済と循環に必要な鉄鋼だけを効率的に抽出し精錬しています。2019年サステナブル・レポートには温室効果ガス排出量の詳細があり、有害廃棄物の99%がリサイクルされているとの記載が見られます。 | 2.1% |

ポートフォリオの構成

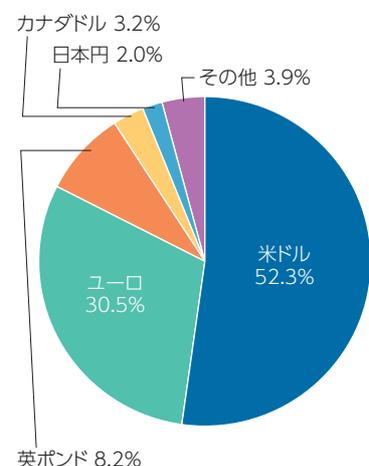
国・地域別構成比率



業種別構成比率



通貨別構成比率



【出所】ロンバー・オディエ社の情報を基にSBIアセットマネジメントが作成

※四捨五入の関係上、合計が100%とならない場合があります。

※1 2020年12月1日付で約款変更を行い、「LOファンズ - グローバル・リスポンシブル・エクィティ」から入れ替えを行いました。



LOファンズ-グローバル・クライメイト・ボンド

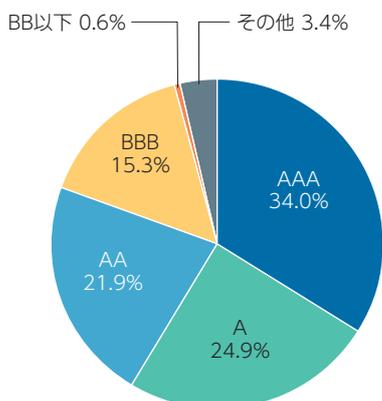
組入れ上位10銘柄

～ 2021年5月末時点

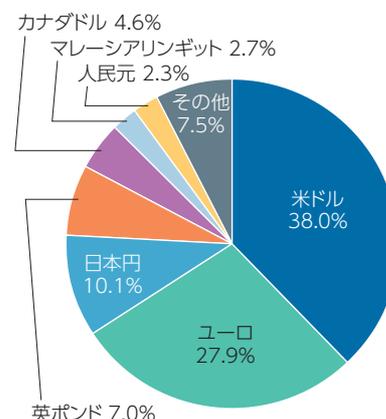
| 債券区分 | 発行体 | 国・地域 | クーポン | 概要 (ESG) | ウェイト |
|------------|--------------|-------|------|--|------|
| 1 グリーン | オランダ水道整備金融公庫 | オランダ | 2.4% | オランダ水道整備金融公庫は、ウォーターボンドとソーシャルハウジングボンドの2種類の債券を発行しています。水道公社がローンを受けてますので、給水設備の管理等の目的に特化して資金が使われていることとなります。オランダの公益を図ることを目的とし、給水設備、環境に加えオランダソーシャルハウジング協会への融資と様々な資金提供を行っています。 | 3.5% |
| 2 グリーン | ノルウェー地方金融公社 | ノルウェー | 2.1% | ノルウェー地方金融公社は、地方自治体向け融資機関で、低コストの資金を提供するという公共政策機能があります。サステナビリティの観点から、KBNグリーンボンドは再生可能エネルギー、グリーンビルディング、廃棄物管理や気候変動の適応プロジェクト等に融資を行うことができます。 | 3.1% |
| 3 グリーン | アジア開発銀行 | 国際機関 | 3.1% | アジア開発銀行 (ADB) は1966年にアジア太平洋地域における経済成長、環境を配慮した持続可能な成長、そして地域協力を通して貧困削減を目的として設立されました。ADBグリーンボンドは再生可能エネルギー、持続可能への移行、気候変動の適応プロジェクト等に資金を提供することができます。ふさわしいプロジェクトリストをオンラインで定期的に更新しており、情報開示は非常に高いといえます。 | 2.5% |
| 4 グリーン | ドイツ復興金融公庫 | ドイツ | 0.8% | ドイツ復興金融公庫 (KfW) は、1948年にドイツ復興金融公庫法 (KfW法) に基づき設立されました。KfWグリーンボンドは再生可能エネルギーやエネルギー効率化プロジェクトに資金を提供することができます。同金融公庫はカテゴリー、地域別のプロジェクト情報やプロジェクトのケーススタディ例を提供しています。 | 2.4% |
| 5 グリーン | 香港特別行政区 | 香港 | 1.4% | 持続可能性の観点から、当グリーンボンドは、香港の詳細かつ包括的なクライメイト・アクション・プランをサポートしており、石炭燃料からの脱却という政府が焦点をあてている規制内容に対応しています。今後新たな石炭火力発電所は建設されず、既存の石炭火力発電所はすべて2030年までに閉鎖されるという公約があります。 | 2.0% |
| 6 グリーン | カナダ・オンタリオ州 | カナダ | 1.9% | オンタリオ州グリーンボンドはクリーンな運送、エネルギー効率化プロジェクト、再生可能エネルギー、スマートグリッド、森林・農業プロジェクト等に資金を提供することができます。オンタリオ州には洗練したグリーンボンドプログラムがあり、州の環境計画に協調した枠組みでグリーンボンドの発行が年間の資金調達に継続して大きな役割が寄せられています。 | 1.6% |
| 7 グリーン | ドイツ復興金融公庫 | ドイツ | 2.0% | 上記「ドイツ復興金融公庫」と同上 | 1.5% |
| 8 グリーン | ドイツ復興金融公庫 | ドイツ | 0.8% | 上記「ドイツ復興金融公庫」と同上 | 1.5% |
| 9 サステナビリティ | 国際開発協会 | 国際機関 | 1.0% | 国際開発協会 (IDA) はラベル付きではないサステナビリティ・ボンドとしてSPECTRUMのユニバースに含まれています。正規のラベル付き債券ではないものの、ポジティブなインパクトがあると評価できるために採用しています。持続可能性の観点から、IDAは、経済成長を後押しし、不平等を減らし、人々の生活条件を改善するプログラムにゼロまたは低金利の融資と助成金を提供することにより、世界の最貧国75カ国の貧困を減らすことを目指しています。 | 1.5% |
| 10 グリーン | オランダ水道整備金融公庫 | オランダ | 1.0% | 上記「オランダ水道整備金融公庫」と同上 | 1.3% |

ポートフォリオの構成

格付別構成比率



通貨別構成比率



【出所】ロンバー・オディエ社の情報を基にSBIアセットマネジメントが作成

※クーポン・レートは、小数点以下第三位を四捨五入して表示しています。

※四捨五入の関係上、合計が100%とならない場合があります。

※格付に関してはS&P、Moody's、Fitchのうち最も高い格付によって集計した結果を表示しています。



- グリーンインパクトが投資対象とする「LOファンズ-クライメイト・トランジション」「LOファンズ-グローバル・クライメイト・ボンド」は、投資先のESG活動の成果をまとめたレポート（「SRIレポート」/「インパクトレポート」）を作成する数少ないファンドです。
- 投資した企業の評価内容や投資した資金がどのようなプロジェクトに使われて、どのような成果が出たのか等の内容となっています。

LOファンズ-クライメイト・トランジション



LOファンズ-グローバル・クライメイト・ボンド



※ 上記はイメージであり実際には書式・体裁等が異なる場合があります。

ロンバー・オディエについて



アファーマティブ・インベストメント・マネジメント(AIM社)について



1796年に創設された世界有数のプライベート・バンク

ロンバー・オディエはスイスのジュネーブにて創業した、200年を超える歴史を有する欧州最大級のプライベートバンクです。創業以来、パートナーが全額出資し経営する独立した経営体制を維持しています。

インパクト投資

インパクト投資は、新しい投資哲学として急速に成長しているだけでなく、社会的責任、投資リターン、投資リスクに対する投資家の考え方に挑戦するものであります。ロンバー・オディエは、お客様と私たちが住む世界の両方にとって利益となるようインパクト投資のアプローチに取り組んでいます。

世界25カ国に業務を展開

世界25カ国、28拠点にて業務を展開し、約2,500人の従業員を有しています。運用資産残高は3,589億米ドル(約37.1兆円*)に及びます。

*2020年12月末現在(円換算レートは1ドル=103.24円を使用)

気候変動及び社会的に貢献できる戦略の提供に特化した資産運用会社

インパクト債券市場の開設と発展に大きく貢献した実績を有します。本社をイギリスに置き、米国やオーストラリアにも調査・運用拠点を展開していきます。

AIM社の運用チーム

大手運用会社CIO経験者を中心に、債券運用の分野にて業界最高水準の経験を有するメンバーが運用に従事。幅広いグリーンボンド分野から魅力的な銘柄を発掘する能力を有します。

ジュディス・ムーア博士

サステナビリティ調査・方針部門長であるジュディス・ムーア博士は世界銀行の元コーポレート責任部門長で、世界銀行ではグリーンボンド発行時のプロジェクト適正基準の最初の枠組みを構築しました(2009年に世界銀行が最初のグリーンボンドを発行)。

【出所】 ロンバー・オディエ、AIM社各HPより、SBIアセットマネジメントが作成



基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

| | |
|----------|---|
| 価格変動リスク | <ul style="list-style-type: none"> 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。 |
| 信用リスク | <p>一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から大きく下落(価格がゼロになることもあります。)することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。</p> |
| 為替変動リスク | <p>(為替ヘッジあり) 主要投資対象とする外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行う際、円金利が組入資産の通貨の金利より低い場合には、金利差相当分の費用(為替ヘッジコスト)がかかります。</p> <p>(為替ヘッジなし) 実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。</p> |
| カントリーリスク | <p>実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。</p> |
| 流動性リスク | <p>市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。</p> |

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。



お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。) |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金単位 | 販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。 |
| 購入・換金申込受付不可日 | 次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が指定する日 |
| 申込締切時間 | 原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。 |
| 信託期間 | 2029年5月28日まで(設定日:2019年5月30日) |
| 繰上償還 | 次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年5月28日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 各ファンド5,000億円 |
| 公 告 | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.sbiam.co.jp/)に掲載します。 |
| 運用報告書 | 決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。 |



ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|---------|--|--------------------------|
| 購入時手数料 | 購入価額に 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じた額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。 | 購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額を換金時にご負担いただきます。 | 換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用 |

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | <p>ファンドの日々の純資産総額に年1.177%(税抜:年1.07%)を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p><信託報酬の配分(税抜)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.45%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.60%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.02%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。</p> | 支払先 | 料率 | 役務の内容 | 委託会社 | 年0.45% | ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価 | 販売会社 | 年0.60% | 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 | 受託会社 | 年0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
|-------------------|--|---|--|----|-------|------|--------|-------------------------------|------|--------|--|------|--------|--------------------------|
| | 支払先 | 料率 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 年0.45% | ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価 | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 年0.60% | 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 年0.02% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | |
| 投資対象とする 投資信託証券 | <p>年0.44%～年0.46%程度</p> <p>*基本投資割合で試算した信託報酬率であり、実際の組入れ状況により変動します。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 実質的な負担 | <p>年1.617%～年1.637%(税込)程度</p> <p>*ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用 及び手数料 | <p>ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。</p> | | | | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|-----------|--|
| 分配時 | 所得税*及び地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時及び 償還時 | 所得税*及び地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※復興特別所得税を含みます。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・上記は2021年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

